

令和 8 年 2 月 2 0 日

回 答 書

令和 8 年 2 月 1 8 日付けで提出された質問書について、次のとおり回答します。

No. 9	質問	仕様書 6 ページ、4 業務内容、(4) 造成設計の策定、【③土地収用法に伴う関係書類作成申請補助業務】と記載がありますが、作業内容と申請手続き（提出期日、審査期間等）のフローをご教示頂けますでしょうか。
	回答	作業内容については、事業認定申請に必要な図面（配置図、平面図、立面図等）の作成、面積積算、事業費積算などの業務である。申請手続きのフローとしては、事前相談から認定まで約 6 か月必要であり、事業認定は令和 10 年 3 月までに受ける予定である。
No. 1 0	質問	基本構想及び基本計画の各段階で、策定内容の公表は予定されているでしょうか。
	回答	基本構想作成業務完了後、市のホームページで公表予定としている。 ただし、基本計画や基本設計の策定段階で、地域説明を予定しており、地域説明会資料として市のホームページに掲載する可能性がある。
No. 1 1	質問	基本構想・基本計画・基本設計の各段階で市民の意見集約（市民ワークショップや市民アンケート、パブリックコメント等）について、現時点の想定があればご教示ください。
	回答	第四中学校区義務教育学校設置準備委員会や地域説明会にて説明を予定しており、ワークショップや市民アンケート、パブリックコメント等の予定はしていない。
No. 1 2	質問	第 4 中学校区義務教育学校設置準備委員会について、開催時期・回数の想定があればご教示ください。
	回答	第四中学校区義務教育学校設置準備委員会について、開催時期は未定であり、年 3 回程度開催予定である。

No. 1 3	質問	実施要領 5 ページ、8 企画提案書作成要領、(2) 業務実施方針及び手法、ウ【企画提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載してはならない。】とありますが、企画提案書に履行実績名称を記載することは、提案者を特定することができる内容にはあたらないと考えて宜しいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。